

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書等の提出について

次のような異動があった場合、届出が必要ですので、忘れずに提出してください。

指定事項変更届出書(様式第十)が必要な場合

	変更事項	添付書類
1	事業所の名称及び所在地	指定給水装置工事事業者証
2	氏名又は名称	定款及び登記簿謄本(法人)
3	住所	住民票(個人)
4	代表者(法人)	誓約書 指定給水装置工事事業者証
5	役員の氏名(法人)	登記簿謄本及び誓約書
6	主任技術者の氏名	主任技術者の免状の写し
7	主任技術者の免状の交付番号	

変更のあった日から30日以内に提出してください。

廃止・休止・再開届出書(様式第十一)が必要な場合

	届出事項	添付書類
1	事業の廃止	指定給水装置工事事業者証
2	事業の休止	
3	事業の再開	なし

廃止又は休止の場合は、廃止又は休止の日から30日以内に提出してください。再開の場合は、再開の日から10日以内に提出してください。

主任技術者選任・解任届出書(様式第三)が必要な場合

	届出事項	添付書類
1	主任技術者の選任	主任技術者の免状の写し
2	主任技術者の解任	なし

選任した主任技術者が一人もいなくなった場合は、欠けた日から14日以内に新たに主任技術者を選任し提出してください。

新たに主任技術者の選任又は解任を行った場合は、速やかに提出してください。

[問い合わせ先]

〒675-8588 加古川市野口町良野398-1

加古川市上下水道局 配水課給水係 電話 079-427-9322

FAX 079-421-6025